

## 告 示

### 埼玉県告示第八十五号

埼玉県生活科学センター条例（平成十四年埼玉県条例第六十三号）第十五条第二項の規定により、埼玉県生活科学センターの指定管理者であるアクティオ株式会社の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成三十一年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地

東京都目黒区東山一丁目五番四号KDX中目黒ビル六階

二 変更の年月日

平成三十年十二月一日